

入札執行公告

まごころグループホーム東棟新築工事（仮称）について、条件付一般競争入札を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和元年 9 月吉日

佐賀県佐賀市川副町大字鹿江 1752-5
社会福祉法人まごころ会
理事長 糸山忠義

記

1・工事の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事名 | まごころグループホーム東棟新築工事（仮称） |
| (2) 工事場所 | 佐賀県佐賀市川副町大字鹿江 1766 番 1 |
| (3) 工事内容 | 敷地面積 492.41 m ² (148.9 坪)
構造 木造 2階建
規模 建築面積 191.59 m ² (58.0 坪)
床面積
1階 190.46 m ² (57.6 坪)
2階 117.59 m ² (35.6 坪)
計 308.05 m ² (93.2 坪) |
| (4) 予定工期 | 用途 社会福祉施設（障害者グループホーム）
令和元年契約の日 から 令和 2年 2月 末日 |
| (5) 予定価格 | 公表なし |
| (6) 最低制限価格 | あり |
| (7) 設計業務の受託者 | (有)みいろ建築設計工房 塚原孝子
佐賀市天祐1丁目5番1号 田中ビル 703
電話 0952-41-5410 |

2・入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは次の資格条件を満たすものとする。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項により建築工事一式B級以上の決定をうけているものであること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店を佐賀県内に有する建設業者であること。
- (3) 本工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも10年以上あること。
- (4) 佐賀県建設工事等・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請提出期限日から開札の日までの間受けていないものであること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同項の規定に該当しない者である。）
- (6) 本工事の入札参加確認申請書提出期限日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不当たり手形等を出していないこと。
- (7) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更正又は再生計画の許可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記（1）の決定を受けた者を除く。
- (8) 本工事の他の入札参加資格者と、資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連があるものでないこと。
- (10) 木造の福祉施設の施工実績を有し、施工にあたり障害者に対し、深い理解があること。
- (11) 監理技術者を専任で配置できるものであること。

3・入札参加届及び提出資料

- (1) 入札参加届（様式は任意）
- (2) 配置予定技術者調書（様式は任意）
- (3) その他理事長が必要と認めるもの

4・入札参加届及び提出資料の受付期間及び現場説明会の日時場所等

上記3の提出資料の受付は、下記のとおり。

- 受付場所及び期間 佐賀県佐賀市川副町大字鹿江 1752-5
社会福祉法人 まごころ会 まごころ授産所 事務所
入札公告日より令和元年9月17日（火）まで（土・日・祝日は除く）
営業時間内（8時30分～17時30分）に持参にて受付するものとする。
- 現場説明会 (1) 説明日時 令和 元年 9月 17日 16時30分から
(2) 説明場所 佐賀県佐賀市川副町大字鹿江 1766 番1
(3) 説明書等 現場説明会場において配布する。

5・入札年月日等

入札の日時及び場所

- 日 時 令和元年10月4日（金）16：30
- 場 所 佐賀県佐賀市川副町大字鹿江 1752-5
社会福祉法人 まごころ会 まごころ授産所 作業場

6・その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金等
 - ① 入札保証金 免除とする。
 - ② 契約保証金 免除とする。
 - ③ 入札価格は、消費税を含む金額とする。
- (2) 落札者の決定方法等
 - ① 最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - ② 落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする事ができる。

(3) 【問い合わせ先】

佐賀県佐賀市川副町大字鹿江 1752-5 番地
社会福祉法人 まごころ会 まごころ授産所
事務局

担当 : 平野タマエ

電話 : 0952-45-2411

(4) ≪入札を無効とする場合≫

各号のいずれか該当する者が行った入札は無効とします。

ア. 参加する資格のない者。

イ. 当該競争について不正行為を行った者。

ウ. 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者。

エ. 一人で二以上の入札をした者。

オ. 代理人でその資格のない者。

カ. 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者。

(5) ≪入札を中止とする場合≫

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

この場合の損害は入札者の負担とします。

ア. 入札参加者が連合し、又は不穏の行動なす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ. 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

ウ. 入札辞退等により入札参加者が1社となったとき。